

令和7年度

妙高市立妙高小学校いじめ防止基本方針

妙高市立妙高小学校

はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定と新潟県いじめ等の対策に関する条例に基づき、この「妙高市立妙高小学校いじめ防止基本方針」（以下学校基本方針という。）を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

（1）いじめの定義

○いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

（2）いじめの類似行為の定義

県条例第2条2項

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめ類似行為の例は、以下のようなものがある。

・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(3) いじめの実態に関する認識

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断にあたっては、行為が起こったときにいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察するとともに、特定の職員のみによることなく組織的な対応により、総合的に判断することが大切である。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ不登校対策委員会」(後述)へ報告するとともに、職員で情報共有することは必要になる。

(4) いじめの防止等に向けた基本方針

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って、当校では、些細な兆候を見逃さず、過小評価せずに、軽微であっても組織的に全力で対応していく。さらに学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し総合的かつ効果的に対応していく。それぞれがそれぞれの立場で役割と責任をもち、いじめの起きない風土づくりに努める。

全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(5) いじめの防止等のための取組方針

ア 全教育活動、「特別の教科 道徳」を通じていじめをテーマとした人権教育、同和教育の実施

イ 豊かな感性を育む教育の充実

ウ 校内研修において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。

エ インターネット上のいじめの防止

ネット利用のルール等について話し合う機会を設定する。

オ 妙高中学校との連携

学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事態やいじめが心配される人間関係について詳細に引き継ぎ、継続的に支援が行われるようにする。

カ 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため広報と啓発を行う。移行学級等で未就学幼児やその保護者に対する学校でのいじめの未然防止についての取組を紹介する。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的におこなうため「いじめ不登校対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

構成は、校長を長として、教頭、当該学級担任、生活指導主任、養護教諭他必要に応じて、特別支援コーディネーター及びスクールカウンセラー等（心理・福祉等に関する専門的知識を有する者）を基本とし、校長が指名するものとする。

(3) 役割

ア 未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と整理・共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときに緊急会議の開催および事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定

ウ 学校防止基本方針に基づく各種取組

- ・学校防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成および修正
- ・いじめ防止等に係る校内研修の企画

エ 学校基本方針に基づく取組の実施が当校の実情に即して適切に機能しているかの点検、見直し

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 異学年交流の充実

感動体験や困難な体験並びに共同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育み、よりよい人間関係づくりを指導・支援する。

（花壇の整備、つばさ遠足、つばさタイムなど）

イ 授業力の向上

教師は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

エ 道徳教育・同和教育の充実

相手を思いやる心や命の大切さについて指導し、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように教育活動全体を通じて指導する。

オ 校内研修の充実

教職員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために計画的に行う。

カ 情報モラル教育を推進

「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて行い、ネット上でのいじめの防止に努める。

オ 保・小・中での情報の共有と継続的な指導

保育園（幼稚園・子ども園）・小学校・中学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事案やいじめが心配される人間関係について詳細に情報提供し、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。

カ 家庭教育の充実

家庭においてもいじめ防止のための教育が行われるよう、保護者を対象にした啓発活動を実施する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア 子どもを語る会（月曜日）での情報の共有、毎月の心のアンケート調査、生活目標の振り返り、教育相談の実施などにより児童の悩み、集団への適応状況を把握する。

イ 児童との人間関係、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめへの対応

ア 教職員は、いじめを認知したり、通報を受けたりしたら直ちに生活指導主任、管理職に報告する。また、管理職は速やかに妙高市教育委員会に速報を入れる。

イ 校長は、いじめに関する報告を受けた場合には、直ちに「いじめ不登校対策委員会」を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。

ウ 校長または教頭は、対策委員会の概要を妙高市教育委員会の生活指導担当指導主事に連絡し、指示を仰ぐ。また、必要に応じて、報告書を作成し、妙高市教育委員会に提出する。

エ 職員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努めるなど組織で対応する。（組織対応図参照）また、聞き取った情報や対応の手順についての記録を残す。

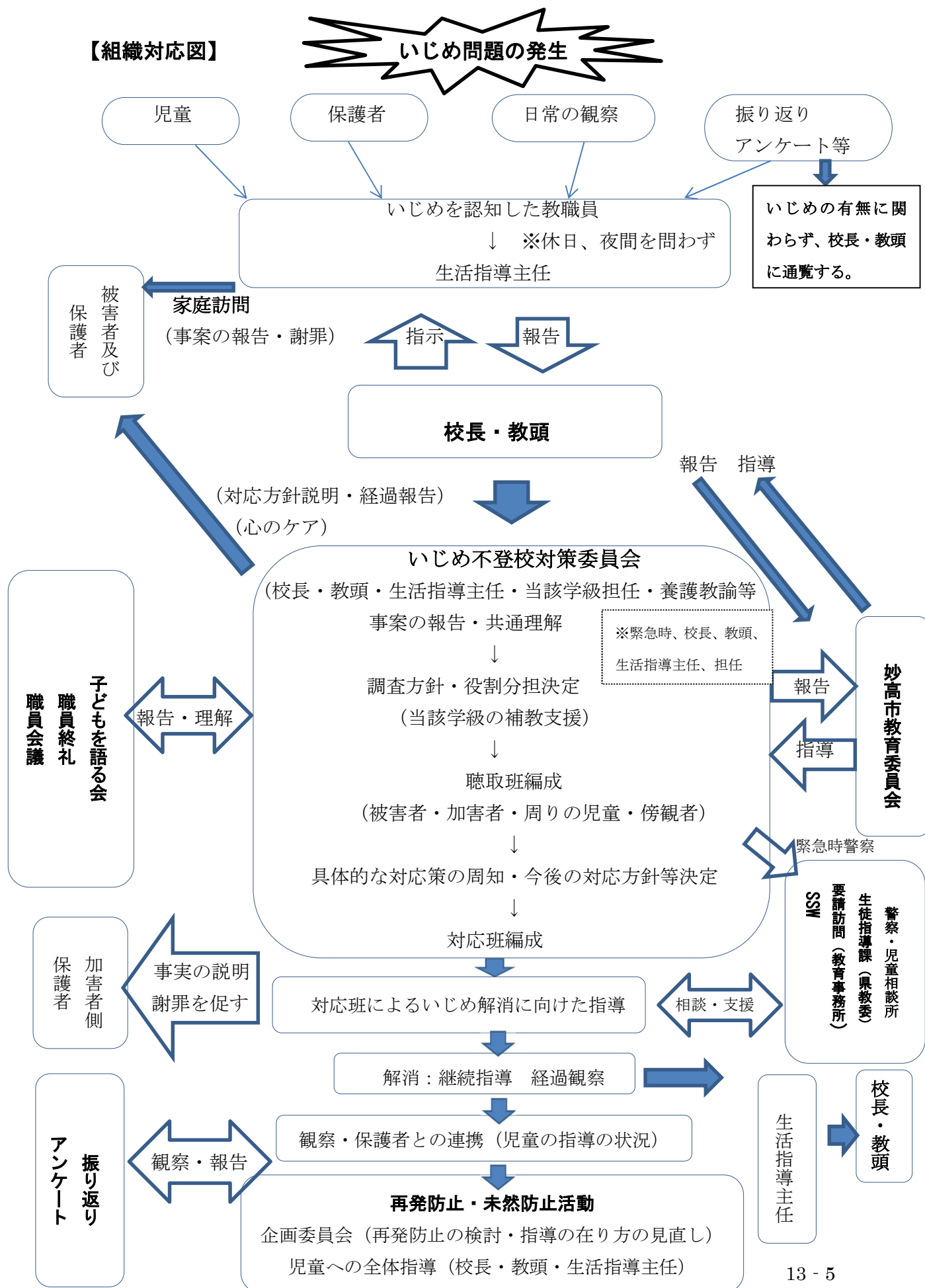
オ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。

カ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ対策委員会で判断するものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする。）

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【組織対応図】



4 重大事案への対応

(1) 重大事案の発生と報告

①重大事案の意味

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

イ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

②重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

また、緊急時には警察へも通報をする。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け、初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門委員と協働し、その対応にあたる。

教育委員会より示された記録用紙に沿って、記録を確実に残す。

①いじめを受けた児童からの聞き取り

ア 被害児童の心の安定を図りながら、複数で情報の収集に当たる。

(児童が信頼をおく教員を伴って行う。)

イ 緊急全校集会等を行い、事案を報告した上で在籍児童、教職員へのアンケートや聞き取り調査を行い、情報の照合を繰り返し、事案の全貌把握に努める。

ウ 被害児童の保護者にも十分な聞き取り調査を行う。

②いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝、犯罪行為にあたる場合、速やかに被害児童の保護者に被害届の提出を依頼し、警察や児童相談所と協力して調査を実施し、事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

①被害児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。(児童のプライバシー保護に十分配慮する。)

②対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し、教育長に提出する。また、校長は

いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

5 いじめの防止等のための年間計画

(令和7年度 妙高小学校 教育計画に掲載の「いじめ防止活動計画」による)